随意契約理由書

１　案件名称

令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける確認書データ作成業務委託

２　契約相手方

　　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

３　随意契約理由

令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は新型コロナウイルス感染の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、１世帯あたり10万円を現金により給付を行うものである。

本事業は、そのうち住民基本台帳等事務システムおよび総合福祉システムで管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業を実施し、大阪市が別途契約する外部委託業者への確認書データを本市に提供を行うものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部事業調整担当（電話番号：06－6208－7323）

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度　標準準拠システム移行にかかる住民基本台帳等事務システム標準化対応支援業務委託

２　契約の相手方

　　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

３　随意契約理由

　　本業務内容は、法律に基づく標準準拠システムへの移行及びそれに伴う区役所窓口を含めた業務見直しを実施するため、国が定める標準仕様書と現行システムの機能要件・帳票要件・業務フロー等を比較し、差異の洗い出しを行うものである。

　　この作業を正確かつ確実に行うためには、個々の機能や帳票の差異確認のほか、差異が生じることによる他機能もしくは連携する他システムの影響、加えて区役所で利用している帳票への影響確認など業務のバックヤード的な部分も含め網羅的に実施していく必要があるため、システム全体の機能や業務フロー等をすべて詳細に理解したものでないと実施できない。

したがって、本業務内容を確実に遂行できるのは、現行システムを開発し、現行システムの機能や業務フロー等のすべてを正確に把握している現行保守業者のみであるため。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－6208－7337）